岡山市有地一般競争入札の流れ

令和８年１０月
岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課

必ず「市有地一般競争入札実施要領（公告）」をよく読み、内容を把握したうえでご参加ください。

1. 資料請求（窓口・岡山市ホームページ）

・配布期間　１０月２２日(木)から１１月１８日(水)１７時１５分まで
・配布資料　市有地一般競争入札実施要領（公告）
・窓　　口　岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課
（北区大供一丁目１番１号　市役所本庁舎５階（※））
※令和８年１０月２６日（月）以降は岡山市役所新庁舎８階
・ホームページ　「岡山市財産活用マネジメント推進課」で検索してください。

2. 現地説明会（現地確認）

・物件ごとに開催（日時等詳細は実施要領を参照してください。）
予約等は不要です。参加できない場合、各自で現地確認をおこなってください。

3. 入札参加申込

・入札参加申込をされていないと入札に参加できません。
・受付期間　１０月２２日(木)から１１月１８日(水)１７時１５分まで
・申込方法　持参のみ

4. 入札

・物件ごとに実施（日程等詳細は実施要領を参照してください。）
・入札保証金の納付　入札しようとする金額の５％以上の金額を市が発行する納入通知書にて納付
入札当日の受付にて、領収書の写しを提出してください。
落札されなかった方の入札保証金は後日返還します。
・その場で即日開札します。

5. 契約締結

・落札決定の日から７日以内に契約を締結していただきます。
期限内に締結しない場合、落札者の資格を失い入札保証金は市のものとなります。
・契約の締結と同時に契約保証金を納付してください。（契約金額の１０％以上）
入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

6. 売買代金（残額）の納付

・契約締結日から３０日以内に納付していただきます。
期限内に納付されない場合、契約を解除し契約保証金は市のものとなります。
・売買代金の納付が完了されたときに所有権は落札者の方に移ります。
・物件は現状のまま落札者に引き渡すものとします。

7. 所有権移転登記

・所有権移転の登記は売買代金完納後に市がおこないます。
登記に要する費用（登録免許税・住民票の取得等）は落札者の負担になります。

手続完了

お問合せ
岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課
電話　086-803-1150(直通)
FAX　086-803-1760

【市有地一般競争入札とは】
岡山市が所有し維持管理していた土地や建物で、行政の用途に使用する必要がなくなったため、一般競争入札により広く一般の方にお売りするものです。